

# 軽自動車税の税率（年額）変更のお知らせ

平成28年度から軽自動車税の税率（年額）が変わります。

同じ車種の車でも、新規検査時期・経年重課の状況や環境性能によるグリーン化特例により税率（年額）が異なります。

## 平成28年度からの軽自動車税率（年額）

### ▷原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・二輪の小型自動車

区分・種別		税率（年額）
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円
	50超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊 自転車	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円
被牽引車		3,600円
雪上車		3,600円
軽二輪		3,600円
二輪の小型自動車		6,000円

### ▷三輪以上の軽自動車

区分・種別			税率（年額）		
			A	B	重課
軽	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽 四 輪	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円

A：H27. 3. 31以前に最初の新規検査を受け、13年経過していない車両

B：H27. 4. 1以降に最初の新規検査を受けた車両  
重課：最初の新規検査から13年を経過した車両（平成28年度分については、新規検査が平成14年以前の車両が対象です。新規検査時期は、自動車検査証でご確認ください）

## グリーン化特例による軽課

グリーン化特例とは、H27. 4. 1～H28. 3. 31までに新規取得（新規検査）した軽四輪等（新車に限る）で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の税率（年額）を軽減する特例措置のことです。

### グリーン化特例による軽課の税率（年額）

区分・種別			税率（年額）		
			電気自動車天然ガス車 （※1）	ガソリン車・ハイブリッド車（※2）	
				基準1（※3）	基準2（※4）
軽	三輪		1,000円	2,000円	3,000円
軽 四 輪	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円

※1 天然ガス自動車については、平成21年度排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両とする。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

※3 「乗用」は平成32年度燃費基準値+20%達成、「貨物」は平成27年度燃費基準値+35%達成した車

※4 「乗用」は平成32年度燃費基準達成、「貨物」は平成27年度燃費基準+15%達成した車

税務課 内線2227